

## 九州大学生体防御医学研究所発生工学実験室受託規程

令和5年度九大規程第6号

制定：令和5年5月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学生体防御医学研究所研究推進ユニット発生工学実験室（以下「発生工学実験室」という。）において受託する動物の飼育管理、胚操作等に関し必要な事項を定めるものとする。

(動物の飼育管理)

第2条 発生工学実験室に動物の飼育管理を委託しようとする者は、所定の申込書を発生工学実験室長に提出し、その承認を得なければならない。

第3条 前条の承認を得た者は、別表1に掲げる飼育管理料（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

2 前項にかかわらず、生体防御医学研究所所長が必要と認める場合は、飼育管理料の一部又は全部を免除することができるものとする。

3 既納の飼育管理料等は、原則として還付しない。

(胚操作等)

第4条 発生工学実験室に胚操作等の委託をしようとする者は、所定の申込書を発生工学実験室長に提出し、その承認を得なければならない。

第5条 前条の承認を得た者は、別表2に掲げる胚操作等料を、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

2 前項にかかわらず、生体防御医学研究所所長が必要と認める場合は、胚操作等料の一部又は全部を免除することができるものとする。

3 既納の胚操作等料は、原則として還付しない。

第6条 胚操作等に用いた試料は、特別の場合のほか、これを返還しない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、発生工学実験室における動物の飼育管理、胚操作等の受託に関し必要な事項は、発生工学実験室長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

別表1（第3条第1項関係）

飼育管理料

(消費税込み)

動物種（1ケージ （4匹））	飼育管理料（1日当たり）	
	生体防御医学研究所に所属する教員 （※1）	左記以外の場合
マウス（CA-1）	20.8円	33.9円
マウス（DC-8）	17.5円	30.6円

（※1）第7条による別に定める場合を除く。

別表2（第5条第1項関係）

胚操作等料

(消費税込み)

区分		胚操作等料（1件当たり）		備考
		生体防御医学研究所に所属する教員 （※1）（※2）	左記以外の場合 （※2）	
胚凍結	a	10,000円	74,000円	体外受精・凍結胚作製（200個／チューブ5個）
	b	11,000円	109,000円	体外受精・凍結胚作製（200個／チューブ5個）・胚移植（2匹）
	c	12,000円	131,000円	体外受精（凍結精子融解含む）・胚移植（4匹）
凍結精子作製		3,200円	36,000円	凍結精子作製（ストロー7本又はチューブ3本）
凍結胚融解		6,900円	43,000円	胚融解・胚移植（2匹）
DNA injection		58,000円	180,000円	体外受精・前核マイクロインジェクション・胚移植（5匹）
ES injection		29,000円	212,000円	ES injection・胚移植（3匹）
Electroporation （以下「EP」という。）		29,000円	183,000円	体外受精・EP・胚移植（4匹）

（※1）第7条による別に定める場合を除く。

（※2）採卵用雌マウスその他上記料金に含まれないものは委託者の実費購入とする。